介第277号

平成27年（2015年）８月27日

指定居宅介護支援事業所開設者様

（長野市に所在する事業者を除く）

長野県健康福祉部介護支援課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（通知）

このことについて、特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年３月１日付け老企第36号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）及び「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準の取扱いについて（平成24年11月26日付け24健長介第474号長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室長通知）」に基づき実施してきたところです。

このたび、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成27年３月27日老介発0327第１号・老高発0327第１号・老振発0327第１号・老老発0327第２号厚生労働省老健局介護保険計画課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）」の発出に伴い、特定事業所集中減算の「正当な理由」に係る基準を下記のとおり変更しましたので、内容を御了知のうえ適正な取扱いをお願いします。

なお、「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準の取扱いについて（平成24年11月26日付け24健長介第474号長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室長通知）」は、平成27年９月１日をもって廃止します。ただし、平成27年度前期につきましては、平成24年11月26日付け24健長介第474号通知が適用されますので、御留意ください。

また、長野市に所在する居宅介護支援事業者は、長野市の定める基準によることを申し添えます。

記

**１　適用開始**

**平成27年度後期**（判定期間が平成27年９月１日～平成28年２月29日のサービス提供分）から適用を開始する。

**２「正当な理由」の取扱い**

次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合を「正当な理由」とする。

(1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に所在する訪問介護サービス等が各サ

ービスごとでみた場合に、５事業所未満である。なお、通常の事業の実施地域とは、運

営規程に定める地域とし、特定の建物等で通常の実施地域を限定している場合は、正当

な理由に該当しない。また、地域密着型サービスについては、利用者の居住している市

町村ごとに数えた場合に、すべての市町村において５事業所未満である場合をいう。

(2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている指定居宅介護支援事業所である。

(3) 判定期間の１か月当たりの平均の居宅サービス計画件数が20件以下である。

(4) 居宅サービス計画に位置付けたサービスごとでみたときに、居宅サービス計画が１か

　 月当たりの平均で10件以下である。

(5) 減算対象となる紹介率が最高となる法人（以下、紹介率最高法人という。）の事業所が、次のア及びイの２つの要件のうちいずれかに該当し、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合により、特定の事業所に集中していると認められる。

ア　利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けているもの。

なお、居宅サービス計画数の算定にあたっては、前段の要件を満たした月の翌月から、当該事例について除外できるものとする。ただし、平成27年度後期については、判定期間中に提出及び意見・助言を受けた場合、平成27年９月から除外できるものとする。

イ　サービスの種類ごとに、紹介率最高法人の居宅サービス計画から、集中することがやむを得ないものとして、第三者評価を過去３年度以内に受け、共通項目及び種別項目の評価結果で、ａ判定が判定項目の90％以上である事業所の当該居宅サービス計画数を除外した居宅サービス計画数について、その占める割合が80％以下となる。

(6) 判定期間開始日前一年以内に実施した地域ケア会議等において、介護サービスについての地域課題を検討する中で、特定のサービスが紹介率最高法人に集中することについて、やむを得ないと認められている場合。ただし、平成27年度後期については、判定期間中に認められた場合、本要件に該当するものとする。

**３ 判定期間と減算適用期間**

毎年度２回、当該事業所において作成された居宅サービス計画（給付管理を行った計画のみ）を対象とし、事業所において減算の適用の有無を確認すること。減算の要件に該当した場合は、次の減算適用期間の居宅介護支援すべてについて減算を適用する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 判定期間  | 減算適用期間  |
| 前期  | ３月１日から８月末日  | １０月１日から３月３１日まで  |
| 後期  | ９月１日から２月末日  | ４月１日から９月３０日まで  |

**４ 届出書の提出方法**

様式１「特定事業所集中減算届出書」は、全ての居宅介護支援事業者が作成し、２年間保存すること。確認の結果、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数の占める割合が80%を超えた場合は、下記の提出書類を所定の期日までに提出すること。

なお、80％を超えない場合も、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の特定事業所集中

減算における区分が前回の判定から変更になる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出する必要があるため、留意すること。

(1) 提出期限

前期（３月１日から８月末までの分）は、９月１５日まで

後期（９月１日から２月末までの分）は、３月１５日まで

(2) 提出先

事業所の所在する地域を管轄する保健福祉事務所 福祉課

(3) 提出書類（各２部）

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

（平成12年３月８日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知（別紙２））

・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）（平成12年３月８日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知（別紙１））

・特定事業所集中減算届出書（様式１）

（注）平成27年度後期提出分からは、本通知の新様式を使用してください。

・添付資料

２の「正当な理由」の取扱いで示す理由に応じて、下記の添付資料を併せて提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| ２(1)の場合 | 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域における当該サービスの事業者一覧がわかるもの（任意様式） |
| ２(5)アの場合 | ・「正当な理由に関する説明書」（様式２）・「地域ケア会議等における意見・助言内容」（利用者から理由書の提出を受けている場合（２(5)ア関係））（様式３）・利用者から提出された理由書（任意様式） |
| ２(5)イの場合 | ・「正当な理由に関する説明書」（様式２）・当該事業所の第三者評価の受診結果票の写し(直近のもの） |
| ２(6)の場合 | ・「正当な理由に関する説明書」（様式２）・「地域ケア会議等における意見・助言内容」（集中することがやむを得ないと認められた場合（２(6)関係））（様式４） |

＊２(2)、(3)、(4)の場合は、添付資料の提出は必要ありません。また、80％を超えない居宅介護支援事業者も、これらの添付資料の作成は不要です。

長野県健康福祉部介護支援課

課長 井上 雅彦

計画係（地域ケア会議担当） 社本 雅人

電 話 026-235-7111

サービス係（居宅介護支援担当） 竹内 巴

電 話 026-235-7121

ＦＡＸ 026-235-7394

電子ﾒｰﾙ kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp